

# 真庭市分別収集計画

令和元年5月29日

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ本市の場合は、3処理施設のうち、2施設は焼却残渣を市外の最終処分場へ処理委託をしている現状にある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に係る法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成を図るものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- (2) すべての関係者が一体となった取組みによる環境負荷の低減
- (3) 収集については、3施設の処理区域ごとに収集する。
- (4) 中間処理については、3施設ごとに処理する。

ただし、当分の間3施設の分別処理内容が違うので、施設毎の分別処理体系を尊重する。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

#### 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

#### 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

(単位：t)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	3,282	3,243	3,204	3,165	3,126

#### 各施設内訳

(単位：t)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
北部クリーンセンター	950	939	928	917	906
クリーンセンターまにわ	996	984	972	960	948
コスモスクリーンセンター	1,336	1,320	1,304	1,288	1,272
計	3,282	3,243	3,204	3,165	3,126

#### 6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を計るため、以下の方策を実施する。  
なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

ア 廃棄物減量等推進審議会の設置

イ 環境衛生委員による地域の環境美化の推進、ごみの減量化運動の推進、分別収集の啓蒙普及

ウ 資源回収推進団体等報奨金制度の実施

エ リサイクル推進に係わる普及啓発の実施

#### 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、各廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、真庭市が有する収集機材、選別処理施設等を勘案し、収集に係る分別区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の 容器 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> </div>	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み  
(法第8条第2項第4号)

(単位：t)

真庭市	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
主としてスチール製の容器	27		27		27		27		26	
主としてアルミ製の容器	34		33		33		32		32	
無色のガラス製容器	(合計) 88		(合計) 87		(合計) 87		(合計) 86		(合計) 86	
	(引渡) 0	(独自処理) 88	(引渡) 0	(独自処理) 87	(引渡) 0	(独自処理) 87	(引渡) 0	(独自処理) 86	(引渡) 0	(独自処理) 86
茶色のガラス製容器	(合計) 111		(合計) 110		(合計) 110		(合計) 109		(合計) 109	
	(引渡) 0	(独自処理) 111	(引渡) 0	(独自処理) 110	(引渡) 0	(独自処理) 110	(引渡) 0	(独自処理) 109	(引渡) 0	(独自処理) 109
その他の色のガラス製容器	(合計) 38		(合計) 38		(合計) 37		(合計) 36		(合計) 36	
	(引渡) 20	(独自処理) 18	(引渡) 20	(独自処理) 18	(引渡) 20	(独自処理) 17	(引渡) 20	(独自処理) 16	(引渡) 20	(独自処理) 16

主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	3		3		3		3		3	
主として段ボール製の容器	151		151		151		150		150	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0									
	(引渡) 0	(独自処理量) 0								
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 51		(合計) 51		(合計) 50		(合計) 50		(合計) 49	
	(引渡) 0	(独自処理量) 51	(引渡) 0	(独自処理量) 51	(引渡) 0	(独自処理量) 50	(引渡) 0	(独自処理量) 50	(引渡) 0	(独自処理量) 49
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 133		(合計) 133		(合計) 132		(合計) 131		(合計) 130	
	(引渡) 0	(独自処理量) 133	(引渡) 0	(独自処理量) 133	(引渡) 0	(独自処理量) 132	(引渡) 0	(独自処理量) 131	(引渡) 0	(独自処理量) 130
(うち白色トレイ)	(合計) 0									
	(引渡) 0	(独自処理量) 0								
計	636		633		630		624		621	

(単位：t)

真庭北部クリーンセンター	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
主としてスチール製の容器	8		8		8		8		8	
主としてアルミ製の容器	10		10		10		10		10	
無色のガラス製容器	(合計) 20									
	(引渡) 0	(独自処理量) 20								
茶色のガラス製容器	(合計) 30									
	(引渡) 0	(独自処理量) 30								
その他の色のガラス製容器	(合計) 10									
	(引渡) 10	(独自処理量) 0								
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	1		1		1		1		1	
主として段ボール製の容器	65		65		65		65		65	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0									
	(引渡) 0	(独自処理量) 0								
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 20									
	(引渡) 0	(独自処理量) 20								
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 20									
	(引渡) 0	(独自処理量) 20								
(うち白色トレイ)	(合計) 0									
	(引渡) 0	(独自処理量) 0								
計	184		184		184		184		184	

(単位：t)

クリーンセンターまにわ	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
主としてスチール製の容器	4		4		4		4		4	
主としてアルミ製の容器	9		9		9		9		9	
無色のガラス製容器	(合計) 30									
	(引渡) 0	(独自処理) 30								
茶色のガラス製容器	(合計) 30									
	(引渡) 0	(独自処理) 30								
その他の色のガラス製容器	(合計) 10									
	(引渡) 10	(独自処理) 0								
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	1		1		1		1		1	
主として段ボール製の容器	44		44		44		44		44	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0									
	(引渡) 0	(独自処理) 0								
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 15									
	(引渡) 0	(独自処理) 15								
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 50									
	(引渡) 0	(独自処理) 50								
(うち白色トレイ)	(合計) 0									
計	193		193		193		193		193	

(単位：t)

コスモスクリーンセンター	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
主としてスチール製の容器	15		15		15		15		14	
主としてアルミ製の容器	15		14		14		13		13	
無色のガラス製容器	(合計) 38		(合計) 37		(合計) 37		(合計) 36		(合計) 36	
	(引渡) 0	(独自処理) 38	(引渡) 0	(独自処理) 37	(引渡) 0	(独自処理) 37	(引渡) 0	(独自処理) 36	(引渡) 0	(独自処理) 36
茶色のガラス製容器	(合計) 51		(合計) 50		(合計) 50		(合計) 49		(合計) 49	
	(引渡) 0	(独自処理) 51	(引渡) 0	(独自処理) 50	(引渡) 0	(独自処理) 50	(引渡) 0	(独自処理) 49	(引渡) 0	(独自処理) 49
その他の色のガラス製容器	(合計) 18		(合計) 18		(合計) 17		(合計) 16		(合計) 16	
	(引渡) 0	(独自処理) 18	(引渡) 0	(独自処理) 18	(引渡) 0	(独自処理) 17	(引渡) 0	(独自処理) 16	(引渡) 0	(独自処理) 16
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	1		1		1		1		1	
主として段ボール製の容器	42		42		42		41		41	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0									
	(引渡) 0	(独自処理) 0								
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 16		(合計) 16		(合計) 15		(合計) 15		(合計) 14	
	(引渡) 0	(独自処理) 16	(引渡) 0	(独自処理) 16	(引渡) 0	(独自処理) 15	(引渡) 0	(独自処理) 15	(引渡) 0	(独自処理) 14

主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 63		(合計) 63		(合計) 62		(合計) 61		(合計) 60	
	(引渡数量) 0	(独自処理数量) 63	(引渡数量) 0	(独自処理数量) 63	(引渡数量) 0	(独自処理数量) 62	(引渡数量) 0	(独自処理数量) 61	(引渡数量) 0	(独自処理数量) 60
(うち白色トレイ)	(合計) 0									
計	259		256		253		247		244	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物毎の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み算定方法

直前年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率を使用

人口変動率

(第2次真庭市総合計画より算出)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
43,800 人	43,280 人	42,760 人	42,240 人	41,720 人
(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
98.83 %	98.81 %	98.80 %	98.78 %	98.77 %

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)

分別収集は、3施設の現行収集体制を活用して行う。

なお、現在各種団体等が資源回収推進団体として集団回収活動を実施している物については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段階
金属	スチール製容器	缶類	市による定期収集 資源回収団体収集	市 民間業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	ビン類	市による定期収集 資源回収団体収集	市 民間業者
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	市による定期収集 資源回収団体収集	市 民間業者
	段ボール	段ボール	市による定期収集 資源回収団体収集	市 民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集 資源回収団体収集	市 民間業者
	その他プラスチック製 容器包装	プラスチック製 容器包装	市による定期収集	市

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

スチール缶、アルミ缶については、2施設で圧縮プレス後ストックヤードに保管、1施設で破碎後ストックヤードに保管して、有価物として資源化する。

ガラスびん類については3施設ともストックヤードに保管して一部は有価物として資源化し、一部は選別して破碎後に資源化及び最終処分する。

ペットボトルについては、3施設とも圧縮プレス後ストックヤードに保管して有価物として資源化する。

プラスチック容器包装類については、ストックヤードに保管し、資源化処理を委託する。

飲料用紙パック・段ボールについては、ストックヤードに保管し、有価物として資源化する。

### 分別収集計画の用に供する施設整備計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶類	指定袋	2 t ダンプ車	選別・圧縮施設 破碎選別施設
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	ビン類	指定袋	2 t ダンプ車	ストックヤード 破碎選別施設
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	紙ひも等	2 t ダンプ車	ストックヤード
段ボール	段ボール	紙ひも等	2 t ダンプ車	
ペットボトル	ペットボトル	袋	2 t ダンプ車	選別・圧縮 梱包施設 圧縮・梱包機器
その他プラスチック 製容器包装	プラスチック 製容器包装	袋	2 t ダンプ車	ストックヤード

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

ごみの減量化や資源化を進めるため、市民と行政の協働による取り組みとして、資源回収推進団体等報奨金制度の実施やリサイクルプラザ、リユースプラザを運営する市民ボランティア団体などへの支援を行う。また「3R活動」の推進に向けた広報、啓発活動を実施する。